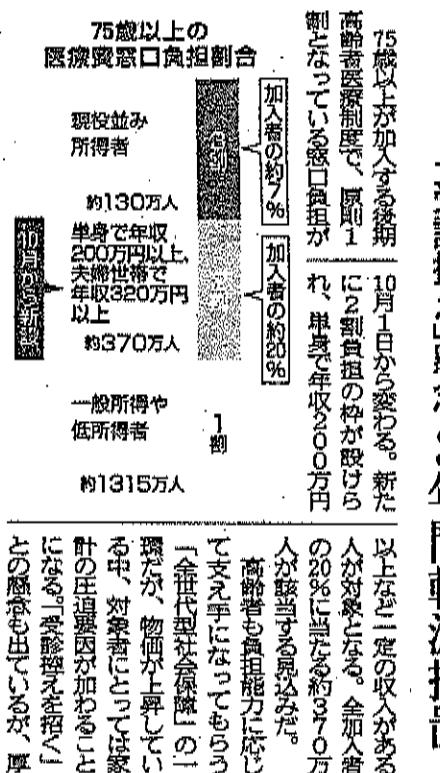


9/20 364

370  
万人医療2割負担に

「受給控え」懸念 3年間軽減措置



#### 2割負担の対象になるかどうかの 主な判定ポイント（※厚生労働省資料より作成）

#### 現役並み収入に該当

10

世帯内に75歳以上で  
課税所得28万円以上の人がある  
ない はい

75歳以上が2人以上いる

**年金と  
年金と**  
年金と  
年金と

生労者は3年間、配属指  
覚を設け「負担が単純化  
倍になるわけではない」と  
理解を求めていた。

後期高齢者医療は200  
8年度の制度開始から懸  
念を原則1割にしてお  
った。現役並み収入がある約  
130万人（単身で年収3  
83万円以上なし）は既  
に3割負担になっていた。  
10月から4割負担となる  
のは、世帯内の75歳以上の  
うち最も収入が高い人の課

が計年200万円以上、夫婦など複数人世帯は300万円以上が該当する。  
厚生省は対象者の平均負担額は現在の年8万3千円から11万7千円に増えると試算する。たとえば年9月末まで「10」との負担増を最大3千円」とする配分指図があるため、平均負担額は年10万9千円に抑えられる見込みだとしている。  
配分指図は入院を除く外来医療が対象で、窓口負担の増加額が3千円を超えた場合超過分の支払いは求められない。複数の医療機関にお

かで上方肩の金額に超過があれば、口座が支拂われる。口座が支拂われた場合には、田舎者と同様負担の導入は、月に成立した法改正

て、この間の保険料は、年々増加の一途を辿り、ついでた  
75歳以上の医療費は、年々増加の一途を辿り、ついでた  
給付費は約4割を超過せざるを得ない。今後は、この傾向が  
そのまま続ければ、年々増加の一途を辿り、ついでた  
回の見直しで、その後の負担額は、年々増加の一途を辿り、ついでた  
25年度に3850億円と予想される。